

○事務局設置規程

平成30年1月20日制定

事務局設置規程

(設置及び目的)

第1条 この規程は、日吉台共有施設管理組合規約（以下「規約」という。）第7条に定める組合業務を処理するため、組合に事務局を置く。

(事務局長及び職員)

第2条 事務局に事務局長及び事務職員を置く。

2 事務局長は、理事長の命を受けて事務職員を統括し、事務全般を所掌する。

3 事務職員は、あらかじめ定められた事務を分担する。

4 事務職員の分担事務は、事務局長がこれを定める。

(事務分掌)

第3条 事務局の事務分掌は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 規約、細則等の制定、改正及び廃止の原案作成に関すること。

(2) 総会、理事会、チーフ理事会及びその他会議に関すること。

(3) 理事等の連絡調整に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 会計及び経理に関すること。

(6) 組合員情報の整備及び管理に関すること。

(6) 財産及び物品の取り扱い並びに管理に関すること。

(7) 文書及び印章の管理に関すること。

(8) その他一般業務の事務処理に関すること。

(職員の任免)

第4条 職員の任免は、規約第36条第7項に定める手続きに基づき、理事長が行う。

(職員の就業及び処遇等)

第5条 職員の就業及び処遇等については、別に定めるところによる。

2 前項の定めがない事項については、理事長が理事会に諮り決定する。

(職務の代行)

第6条 理事長に事故あるときは、規約第36条第6項の規定により、本規程に定める職務は副理事長が代行する。

2 事務局長に事故あるときは、副理事長又は総務広報担当のチーフ理事が代行する。

(その他の事項)

第7条 本規程に定めのない事務処理又は職務については、理事長が決定する。

附 則

この規程は、平成30年2月1日から施行する。